公益財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程（抜粋）

(入札保証金)

第66条 一般競争入札に参加しようとする者から納付させる入札保証金の率は見積金額の100分の5以上とする。ただし、単価による入札の場合にあってはその都度理事長が定める金額とする。

2 入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について、納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。なお、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は協会に帰属するものとする。

3　 次に掲げる場合には、一般競争入札の入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に協会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

(2) 入札に付する場合において、第64条に規定する資格を有する者で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(3)　その他前号に準ずる場合であると、理事長が認めるとき

(契約保証金)

第52条 理事長又はその委任を受けた者は、契約を締結する場合においては、契約を締結しようとする者から、次に定める率により、契約保証金を納めさせなければならない。

　(1)　一般競争入札による契約については、契約金額の100分の10以上

　(2)　指名競争入札による契約については、契約金額の100分の1以上

2 契約保証金は、次の各号の一に該当するときは、その全部の納付を免除することができる。

(1) 第64条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき

(2) 固定資産又は物品の売買契約を締結する場合において、固定資産又は物品の売却代金が即納されるとき及び、物品購入において、納品の確認後に購入代金の支払を行うとき

(3) 随意契約を締結する場合又は指名競争入札により物品の購入契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき又は契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

(入札の無効)

第71条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書によるもの

(2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの

(3) 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

(4) 入札に参加する資格のない者がしたもの

(5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

(6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

(7) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(8) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(9) 2通以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指定した事項に違反したもの